

チケット転売サイトで購入したチケット

チケット転売サイトで、定価よりかなり高い値段でコンサートチケットを手に入れましたが、当日会場で転売チケットであることを指摘されて、入場できませんでした。

Q

転売チケットに関する相談が増えています。イベントの興行主がチケットの転売を禁止している場合、転売チケットでは入場できないことがあります。興行主によるチケットの利用条件を確認しましょう。また、インターネットを利用してチケットを購入する際には、チケット代だけでなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルール、サイト業者の所在地や連絡先などについても確認しましょう。

なお、6月14日から、「チケット不正転売禁止法」がスタートします。興行主の事前の同意を得ずに、反復継続の意思をもって、販売価格を超える価格でチケットの転売を行うと、不正転売に該当し、罰則の対象となります。転売を考えている人は、ご注意ください。

A

6月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	6/ 4(火)、18(火)	22-1151
関ヶ原町	6/11(火)、25(火)	43-0070
養老町	6/ 3(月)、17(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	6/10(月)、24(月)	27-3111
輪之内町	6/ 6(木)、20(木)	68-0185
安八町	6/13(木)、27(木)	64-3111